

静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第43号

静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(整備地区の指定)</p> <p>第2条の2 条例第6条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>整備地区</u>（条例第6条の2第1項の<u>整備地区</u>をいう。以下同じ。）の名称</p> <p>(2) <u>整備地区</u>における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）</p> <p>第2条の3 （略）</p> <p>2 知事は、<u>整備地区</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該<u>整備地区</u>の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>整備基準</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>3 前項の規定による公告があつたときは、当該<u>整備地区</u>の住民、当該<u>整備地区</u>において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>4 前3項の規定は、<u>整備地区</u>の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。この場合において、第1項中「様式第1号」とあるのは、<u>整備地区</u>の指定を変更する場合に</p>	<p>(保全地区の指定)</p> <p>第2条の2 条例第6条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>保全地区</u>（条例第6条の2第1項の<u>保全地区</u>をいう。以下同じ。）の名称</p> <p>(2) <u>保全地区</u>における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）</p> <p>第2条の3 （略）</p> <p>2 知事は、<u>保全地区</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該<u>保全地区</u>の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>保全基準</u>（条例第6条の2第2項の<u>保全基準</u>をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) （略）</p> <p>3 前項の規定による公告があつたときは、当該<u>保全地区</u>の住民、当該<u>保全地区</u>において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>4 前3項の規定は、<u>保全地区</u>の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。この場合において、第1項中「様式第1号」とあるのは、<u>保全地区</u>の指定を変更する場合に</p>

あつては「様式第1号の2」と、整備地区の指定を解除する場合にあつては「様式第1号の3」と読み替えるものとする。

第2条の4 知事は、条例第27条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について審議会に諮問しようとするときは、前条第3項の規定により提出された意見書（同条第4項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を審議会に提出するものとする。

（書類の経由等）

第29条 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、整備地区に関するものについては整備地区の指定を受けようとする区域を、広告物又は掲出物件に関するものについては広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の所在地を、屋外広告業に関するものについては屋外広告業を営む県内の主たる営業所の所在地を、講習会に関するものについては講習会を受けようとする者の住所地を、条例第24条第1項第5号の規定による認定については当該認定を受けようとする者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

2・3 （略）

別表第2 （略）

1 （略）

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

1 広告	(i)	(略)	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合 (略)
		イ 条例第5条第3号	

あつては「様式第1号の2」と、保全地区の指定を解除する場合にあつては「様式第1号の3」と読み替えるものとする。

第2条の4 知事は、条例第27条第1項第1号の規定により、保全地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について審議会に諮問しようとするときは、前条第3項の規定により提出された意見書（同条第4項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を審議会に提出するものとする。

（書類の経由等）

第29条 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、保全地区に関するものについては保全地区の指定を受けようとする区域を、広告物又は掲出物件に関するものについては広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の所在地を、屋外広告業に関するものについては屋外広告業を営む県内の主たる営業所の所在地を、講習会に関するものについては講習会を受けようとする者の住所地を、条例第24条第1項第5号の規定による認定については当該認定を受けようとする者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

2・3 （略）

別表第2 （略）

1 （略）

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

1 広告	(i)	(略)	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合 (略)
		イ 条例第5条第3号	

塔、 広告 板そ 他の これ らに 類す るも の	野 立 て の も の	に規定する区域であ つて、条例第3条第 6号に規定する高速 自動車国道第一東海 自動車道、東海道新 幹線鉄道、高速自動 車国道第二東海自動 車道横浜名古屋線、 道路若しくは鉄道又 は条例第5条第2号 に規定する道路若し くは鉄道から100メー トル未満の地域
	(略)	(7)～(9) (略)
(略)		

(略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

様式第1号 (略)

広告整備地区指定申請書

(略)

広告整備地区の指定を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第1項の規定により申請します。

(略)	
<u>整備基準</u>	
(略)	

(略)

様式第1号の2 (略)

広告整備地区指定変更申請書

(略)

広告整備地区の指定の変更を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項の規定により申請します。

(略)	
<u>整備基準</u>	

塔、 広告 板そ 他の これ らに 類す るも の	野 立 て の も の	に規定する区域であ つて、条例第3条第 6号に規定する高速 自動車国道第一東海 自動車道、東海道新 幹線鉄道、高速自動 車国道第二東海自動 車道横浜名古屋線、 <u>伊豆縦貫自動車道天 城北道路</u> 、道路若し くは鉄道又は条例第 5条第2号に規定す る道路若しくは鉄道 から100メートル未満 の地域
	(略)	(7)～(9) (略)
(略)		

(略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

様式第1号 (略)

広告景観保全地区指定申請書

(略)

広告景観保全地区の指定を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第1項の規定により申請します。

(略)	
<u>保全基準</u>	
(略)	

(略)

様式第1号の2 (略)

広告景観保全地区指定変更申請書

(略)

広告景観保全地区の指定の変更を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項において準用する同条第1項の規定により申請します。

(略)	
<u>保全基準</u>	

(略)
(略)
様式第1号の3 (略)
<u>広告整備地区指定解除申請書</u>
(略)
<u>広告整備地区</u> の指定の解除を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項の規定により申請します。
(略)
様式第2号の2 (略)
屋外広告物点検報告書
(略)
点検項目等
点検実施者
資格等
1 屋外広告業者（登録番号 静岡県知事登録屋外広告業第 号） 2 屋外広告士 3 屋外広告物講習会修了者 4 <u>その他</u>

(略)
(略)
様式第1号の3 (略)
<u>広告景観保全地区指定解除申請書</u>
(略)
<u>広告景観保全地区</u> の指定の解除を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項において準用する同条第1項の規定により申請します。
(略)
様式第2号の2 (略)
屋外広告物点検報告書
(略)
点検項目等
点検実施者
資格等
1 屋外広告業者（登録番号 静岡県知事登録屋外広告業第 号） 2 屋外広告士 3 屋外広告物講習会修了者 4 <u>広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 5 その他</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、平成29年11月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。